

## 実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	1	食品の安全性を確保すること
	III	食品添加物の規格基準や残留農薬基準の整備等を通じ、食品の安全性の確保を図ること
担当部局・課	主管部局・課	医薬食品局食品安全部基準審査課
	関係部局・課	

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	食品添加物中既存添加物の規格数を平成17年度までに総数120までに増加させること				
(実績目標を達成するための手段の概要) 食品添加物公定書作成検討会を設置した上で、新規格案を検討し、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会に諮問する。 ○関連する経費（平成17年度予算額） ・食品添加物規格策定費 8,655千円					
(評価指標の考え方) 既存添加物の規格数は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
既存添加物の規格数（品目）	72	72	72	72	72※
(備考) 数値は累積である。 なお、既存添加物61品目について、新規格案を作成し、食品安全委員会に対し、平成18年1月18日に諮問したところであり、既存添加物の規格総数は133品目となる見込み。					
実績目標 2	暫定基準の設定及び残留基準が設定されていない農薬が残留する食品の流通等を原則禁止する制度（いわゆるポジティブリスト制度）の導入				
(実績目標を達成するための手段の概要) コーデックス基準（※）や国内の農薬取締法に基づく登録保留基準等を参考に、食品衛生法第11条第1項に基づく規格として新たに基準を設定する。新たに設定された基準は、これまでに定めている残留基準とは異なり、個別の物質毎に食品安全委員会の食品健康影響評価を実施せずに設定されるため、ポジティブリスト制度の施行後速やかに、評価を依頼し科学的知見に基づき基準を見直すこととしている。また、残留基準（新たに設定された基準を含む。）が設定されていない農薬が残留する食品の					

流通等を原則禁止するために、一律基準等を作成する。なお、平成15年6月の農薬取締法改正に基づき、国内での登録と同時に食品衛生法に基づく残留基準の設定を行うこととなっている。(ポジティブリスト制度については、別添の参考を参照。)

(※ 消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的とする、FAO/WHO 合同食品規格委員会 (Codex 委員会) において作成される国際食品規格)

○関連する経費 (平成17年度予算額)

- ・残留農薬基準策定費 162,036 千円

(評価指標の考え方)

いわゆるポジティブリスト制度の導入後には、残留基準が設定されていない農薬等が一定量 (厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれのない量として定める量) を超えて残留する食品の流通等が原則禁止されることから、ポジティブリスト制度の下で、農薬等について、着実に残留基準が設定されているかどうかを評価する。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
・残留基準設定農薬数	229	229	240	244	250※
・食品に残留する農薬等の暫定基準案 (第1次案) (品目数)	—	—	647	—	—
・食品に残留する農薬等の暫定基準案 (第2次案) (品目数)	—	—	—	670	—
・食品に残留する農薬等の暫定基準案 (最終案) (品目数)	—	—	—	—	714

(備考)

農薬等の暫定基準案 (第1次案) は平成15年10月、暫定基準案 (第2次案) は平成16年8月、暫定基準案 (最終案) は平成17年6月にそれぞれ公表され、これらを踏まえて、新たな基準が平成17年11月29日に告示されている (平成18年5月29日施行)。

なお、暫定基準案の第1次案及び第2次案の品目数は、それぞれ平成15年度及び平成16年度の残留基準設定農薬数の一部を含むものであり、平成17年度の残留基準設定農薬数は、告示の品目数 (参考指標) に含まれるものである。

※ 平成17年11月28日時点の数値である。

(参考指標)	H13	H14	H15	H16	H17
・食品に残留する農薬等の基準 (告示) (品目数)	—	—	—	—	799

(備考)

- ・ ポジティブリスト制度の導入に伴う新たな基準として、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (平成17年厚生労働省告示第499号) により制定されたものである。
- ・ 告示の品目数には、農薬のほか、動物用医薬品及び飼料添加物に係る品目が含まれる。

## 2. 評価

### (1) 現状分析

## 現状分析

食品添加物の規格については、平成 15 年 8 月に、「第 8 版食品添加物公定書作成検討会」を設置して検討を開始した。新規品目として、類似の成分、製法の添加物については同時に規格を設定することが効率的であることから、既存の 72 品目に加え、当初の予定（約 30 品目）を上回る 61 品目の規格の追加設定に向け検討を行っていた。

農薬については、平成 17 年 3 月末日までに、244 農薬について残留基準を設定した。また、ポジティブリスト制度の導入にあたり、平成 15 年 10 月に暫定基準案（第 1 次案）、平成 16 年 8 月に、暫定基準（第 2 次案）を公表し、その都度広く意見を募集し、寄せられた御意見等を踏まえ、最終案の作成に向けた作業を行っていた。

## (2) 評価結果

### 政策手段の有効性の評価

（実績目標 1 について）

新たに既存添加物の規格の検討を行うに当たっては、多岐にわたり高度かつ専門的な知識を要することから、学識経験者等による「第 8 版食品添加物公定書作成検討会」を設置し、効率的及び科学的議論に基づく内容の精査及び見直しを行い、検討会の報告書をもとに、薬事・食品衛生審議会及び食品安全委員会に諮ることとしている。

平成 17 年 8 月に第 8 版食品添加物公定書作成検討会の報告書が取りまとめられ、これに基づき、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で審議を行い、既存添加物 61 品目について新規規格案を作成した。当該新規規格案について、食品安全委員会に対し、平成 18 年 1 月 18 日に諮問したところであり、実績目標に掲げる規格数 120 品目の目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

（実績目標 2 について）

農薬については、平成 17 年 11 月 28 日までに 250 農薬について残留基準を設定し、今後も農薬取締法に基づく登録と同時に、基準を設定していくこととしている。また、平成 17 年 6 月に食品に残留する農薬等の暫定基準の最終案を公表し、寄せられた意見を踏まえ、専門家による検討を行い、平成 17 年 11 月 29 日にポジティブリスト制度に係る残留基準等に関する告示を行った。この結果、従前より基準が設定されているものも含め、799 農薬等について残留基準が設定された。

このように、ポジティブリスト制度の導入に伴い、これまで基準のなかった農薬等について残留基準を設定することとしている。これにより、食品の安全確保の観点から必要な規制が可能となっている。

### 政策手段の効率性の評価

（実績目標 1 について）

既存添加物については、平成 15 年 8 月に「第 8 版食品添加物公定書作成検討会」を設置し、次期公定書の作成に向けて、既存の 72 品目に加え、61 の規格を追加設定すべく検討を行っている。食品添加物公定書の内容は、多岐にわたり高度かつ専門的であり、検討には時間を要するため、その作成に当たって、学識経験者による検討会を設置し、科学的議論に基づく内容の精査及び見直しを能率的かつ機動的に行っている。このように、専門家の知見をもとに、効率的に既存添加物の規格数の追加設定に向けた取組を進めているところである。

（実績目標 2 について）

残留農薬基準の整備については、食品の安全性の確保を推進するため、学識経験者

等専門家で構成される薬事・食品衛生審議会において審議し、平成15年度に11農薬、平成16年度には4農薬、平成17年度には6農薬について新たに残留基準を設定しており、着実に基準整備を進めてきたところである。さらに、ポジティブリスト制度の導入に伴い、科学的に安全性に関する評価を行い設定された国際基準や、農薬の登録時の基準等を活用して農薬等について新たに基準を設定しており、一定期間で多数の残留農薬の基準の整備が必要であったポジティブリスト制度の導入にあたり、効率的な手法である。

#### 総合的な評価

食品の安全性を確保する観点から、既存添加物の規格基準の設定を進めていくことは重要である。現在、既存添加物61品目の新規格案を作成し、既存添加物の規格総数を120品目という目標を上回る133品目とするため、告示改正に向けた所要の作業を進めているところである。

農薬については、残留基準設定農薬の数は増加し続けているところである。ポジティブリスト制度については、平成18年5月29日から施行されているところであり、今後とも、より一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備等を継続的に進める必要がある。

#### 評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

#### 分析分類

- ① 分析が的確に行われている
- 2 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

### 3. 特記事項

#### ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

薬事・食品衛生審議会及び食品安全委員会における学識経験者の意見を聴いて、食品添加物及び残留農薬の安全性等の評価を行っている。

#### ②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

#### ③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

#### ④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

「食品衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

##### ○ 参議院厚生労働委員会（平成15年5月22日）

五 食品添加物の指定及び農薬等の残留基準設定については、国際的基準との整合性を考慮しつつ、厳密なリスク評価に基づく指定等を行うこと。また既存添加物の安全性評価及び残留基準未設定の農薬等に係る基準設定を一層促進すること。

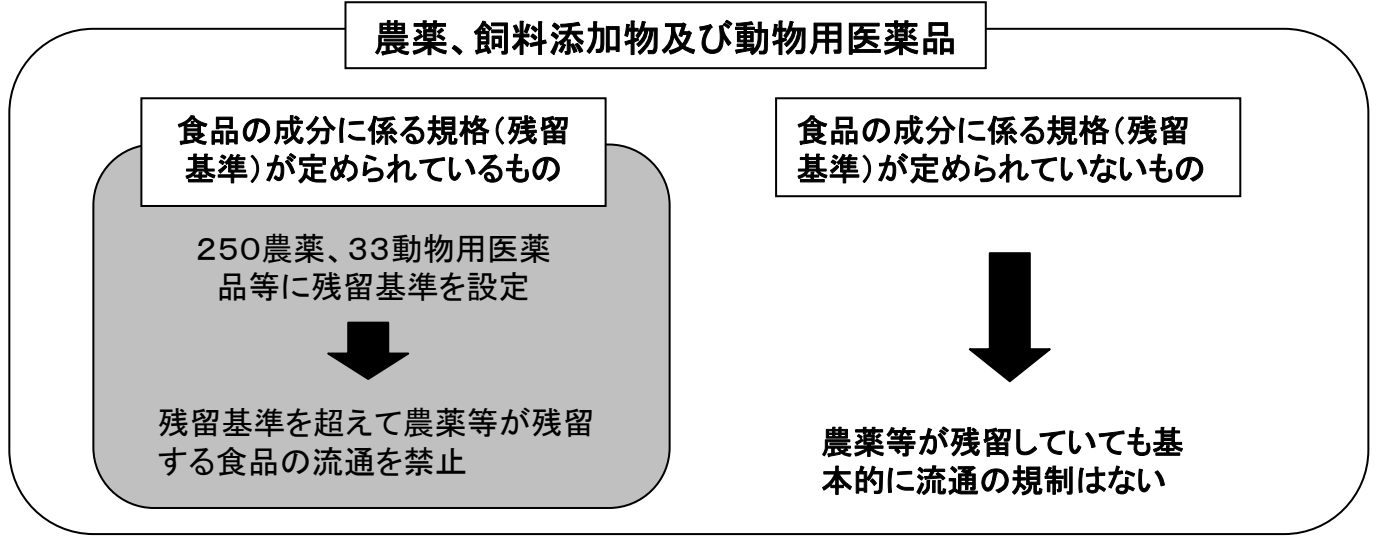
#### ⑤会計検査院による指摘

なし。

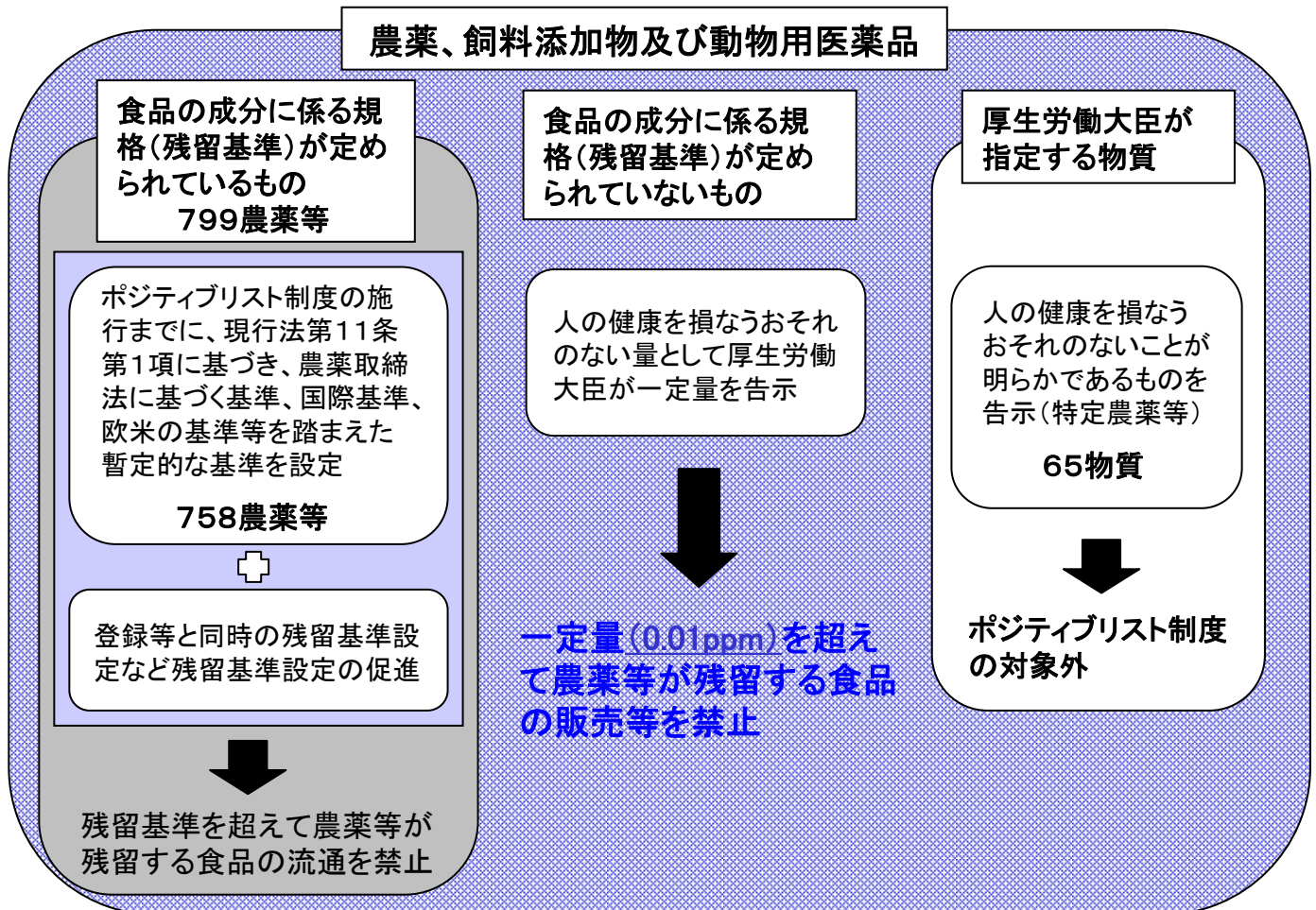
# 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度

(改正食品衛生法第11条関係)

## 【従来の規制】



## 【ポジティブリスト制度への移行後】……平成18年5月29日施行



※平成17年11月29日付けで関係告示を公布